

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

会 長

署名委員

署名委員

第2回 上富良野町国民健康保険運営協議会議事録

- 日 時 自 令和5年11月27日 18時30分
至 令和5年11月27日 19時40分
- 場 所 富良野広域連合 上富良野役場 3階 第2会議室
- 出席者

公 益 代 表 北川 昭雄・西塚 邦夫・玉島 和恵

保険医・薬剤師代表 小玉 格

被 保 険 者 代 表 花田 久泰・小玉 佳史

被用者保険等保険者代表

(欠席委員 渋江 久・松井 英治・喜多 静子・富田 将義)

事 務 局 副町長・町民生活課長・総合窓口班主幹・健康づくり担当課長

総合窓口班：大串主査・信田主事 健康推進班：菊池保健師

4 付議議題

- ・国民健康保険税の産前産後免除について

町民生活課長	<p>定刻となりましたので、第1回上富良野町国民健康保険運営協議会を開会します。</p> <p>なお、本日都合により欠席となっておりますが、前JA北エリア長であります佐々木委員から人事異動により本年の3月1日から富田委員に変更となっておりますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして町長挨拶ですが、町長が体調不良のため、副町長よりご挨拶いたします。</p>
副町長挨拶	
副町長	<p>皆さんこんばんは。委員の皆様におかれましては日頃から上富良野町の国保運営に対して色々な角度からご指導、ご助言をいただき、ご理解をいただいていることにまずもって感謝を申し上げます。本日の議題としては前年の被保険者の状況、給付の状況、決算の状況と、本年度の補正予算についてのご報告と、また諮問事項として産前産後の免除について諮問をお願いするというところでございまして、色々な方面でご審議をいただきたいというところがございます。上富良野町においてはおよそ10億円から11億円ぐらいの規模で国民健康保険を運営しておりまして、大体4分の1程度を国保税で賄っているところがございますから、地域の方々からご意見を賜りながら運営していくことが大事なことだと思っております、そういった面ではこの運営協議会が、ご助言をいただいたりご指導いただくうえで重要な会議だと認識しております。皆様から賜ったご意見をしっかり受け止めて国保運営に対して生かしていきたいと考えておりますので、本日は熱心なご審議をいただきますようお願いいたします。本日は参集いただきありがとうございます。</p>
会長挨拶	
会 長	<p>皆さんおばんでございます。夜分遅く、また寒い中お集まりいただきありがとうございます。新年度、令和5年度になりまして第1回目の国保運営協議会ということでございますが、国民健康保険については運営主体を道に移管され、上富良野町においては基金の金額等を見ても順調に推移をしているというところがございます。そんななかでまたいろいろと諸問題等あると思いますので、皆様のご意見を頂戴しながら国保運営に役立てたいと思います。また、余談ではありますが、現在インフルエンザが猛威を振るっているようでございますので、皆様も体には十分気</p>

	を付けていただきたいと思います。本日は協議会がスムーズに進行することをご祈念申し上げ、ご挨拶に代えさせていただきます。
町民生活課長	規則第5条で議長は会長が務めることとなっておりますので会長の進行でお願いします。
会 長	会議録署名委員については規則第9条第2項の規定により協議会に諮りこれを決めることとなっております。被保険者代表から花田委員、公益代表から玉島委員にお願いしたいと思います。
各委員	(承認)
1 報告事項	
	(1) 研修会について
事 務 局	例年開催されております国保運営協議会会長研修会、委員研修会については前年までコロナウイルス感染症の問題から中止としておりましたが、今年度についても中止となっております。
	(2) 令和4年度国民健康保険被保険者等の状況
事 務 局	P1により説明
	議案の1ページをご覧ください。1 加入状況について令和4年度末の町の総人口は9,990人で前年と比べ198人の減となっており、この人口減少と後期高齢者への移行に伴い国保加入率についても、21.6%と0.7%の減と減少傾向にあります。2 世帯状況について令和4年度末現在で、総世帯数が1,344世帯、年間平均は1,346世帯と64世帯減少しています。退職者等世帯数については、平成26年度で制度が廃止され全世帯が一般世帯へ移行したため、今年度も対象者はありません。3 被保険者数状況について、令和4年度末現在2,156人、年間平均2,191人と前年より119人減少しています。被保険者の内訳につきましては、未就学児で若干の減、70歳以上一般の高齢者については年度末現在・年間平均共に昨年度より減少しておりますが、70歳以上一定におきましては、増加している状況です。
	(3) 令和4年度国民健康保険給付の状況について
事 務 局	P2~4により説明
	2ページ目の医療給付の状況につきましては、件数は前年対比で96.85%と若干

の減となり、費用額につきましては前年度対比で 95.43%と 5%程減少しております。中段の 1 人当たりの費用額と保険給付費については、前年対比が 100.6%、102.2%となっております。3 ページ目につきましては、一般分の内訳となっております。4 ページ目の月額保険者負担額につきましては、給付状況をグラフで表したものです。令和 4 年度は赤色の折れ線グラフになっており、前年と比較すると約 21,392 千円の減となっています。グラフの山が高くなっている月につきましては、高額療養費が増えている月となっています。高額医療費の要因としましては、循環器系疾患、新生物等の生活習慣病が上位となっております。

玉島委員 4 P 高齢者 70 歳以上の R4 年度の月平均の金額が誤っているのではないかと。
 事務局 計算結果誤りがあり正しくは 24,655 千円が正しい金額となりますので訂正をお願いいたします。

(4) 令和 4 年度国民健康保険特別会計決算状況について

事務局 P5~7 により説明

5 P をご覧ください。国民健康保険税については、決算額合計 2 億 5,118 万 5,449 円となり、収納率 98.8%と高い収納率となっております。令和 4 年度の不能欠損額は 16,500 円です。保険給付費等交付金（普通交付金）については、歳出の保険給付費に対して、交付されるもので 6 億 8,366 万 2,390 円となっております。

歳出の保険給付費 6 億 8,360 万 741 円と 61,649 円の差額が発生していますが、これは第三者行為求償・不当利益等の返還金等となります。特別交付金につきましては、予算額に対し、3,999,000 円の増の 3,648 万 5,000 円となりました。歳入合計 11 億 5,164 万 5,538 円となり予算に対し、1 億 4,449 万 1,462 円の減となっております。

6 P をご覧ください。総務費全体で、予算に対し 2,790,522 円の残となりました。保険給付費全体については、8 億 3,285 万 7,000 円の予算に対し 6 億 8,360 万 741 円の決算額となり、1 億 4,925 万 6,259 円の残となりました。出産育児諸費については、令和 4 年度中の国保被保険者の出産は 6 件で、国保被保険者の死亡による葬祭費の支出については 9 件でした。傷病手当につきましては、新型コロナに感染し療養のため仕事を休んだ方に対するもので、4 件支出しております。

歳出合計では、予算に対し2億1,289万440円の残となり、歳入から歳出を差し引いた6,839万8,978円が令和5年度へ繰越しとなりました。

(5) 令和5年度国民健康保険特別会計補正予算について

事務局 P8～9により説明

8Pをご覧ください。第3号(11月補正)ですが、既決予算12億4,539万8,000円に歳入歳出それぞれ397万2,000円減額し、総額12億4,142万6,000円とする補正を行っております。補正の概要としましては①会計年度任用職員の条例改正による報酬等の補正、②人事異動及び給与条例改正による職員給与費等の補正、以上2点の補正となっております。

9Pをご覧ください。第4号(12月補正)ですが、既決予算12億4,142万6,000円に歳入歳出それぞれ102万7,000円を減額し、総額12億4,039万9,000円とする補正です。補正の概要としては①国保システムにおける産前産後保険料免除措置の改修業務に伴う補正、②令和4年度保険給付費等特別交付金エ関係精算額確定による補正、③令和4年度保険給付費等普通交付金精算額確定による補正、④保険基盤安定負担金、財政安定化支援事業、未就学児均等割り保険料負担金及び地方単独事業減額調整分の額確定による繰入金の補正となっております。

内訳としましては、歳入では、繰入金で102万7,000円の減となっており、繰入金の内訳につきましては、保険基盤安定負担金、財政安定化支援事業、未就学児均等割り保険料負担分、地方単独事業減額調整分の額確定により102万7,000円の減となります。歳出では総務費で105万6,000円の増、諸支出金で762,000円の増、予備費で2,845,000円減額し、合計1,027,000円の減となっております。内訳としましては、総務費で産前産後保険料免除措置に伴う国保システム改修費用で1,056,000円、諸支出金で特別交付金特定健診負担償還分144,000円、普通交付金償還分618,000円の増となっております。

2 諮問事項

(1) 国民健康保険税の産前産後免除について

事務局 P10により説明

令和6年1月より国民健康保険法が改正され、国保被保険者が出産した場合に、一定の期間分の出産者の保険税を免除する制度が成立したため、上富良野町におい

ても同様の免除を規定する必要があります。そのため、12月議会において条例を改正する必要があります。

産前産後免除の内容について、免除対象の期間については通常の出産・単胎の場合は出産月又は出産の予定月と、その前1カ月から後ろ2カ月の4ヶ月分が対象となります。双子以上の出産・多胎の場合は産前の期間が前3ヶ月となり、後ろ2カ月は変わらず6ヶ月分が対象となります。

そのため、対象となる方は最速で11月1日以降出産分となります。免除の開始が6年1月～のため、11月出生の方であれば1月分のみ、12月出生の方であれば1月・2月の二か月分のみとなります。なお、上富良野町においては11月1日以降現在までで対象となる国保加入者の出産の事例はありません。

対象となる出産については妊娠85日以上の出産で、死産、流産等も対象となります。免除額については、出産した被保険者の所得にかかる金額と均等割額の該当月分となります。

免除の申請については出産予定日の記載された物があれば事前に申請することができ、出産後に申請することもできます。出産後の申請で、すでに出生届が提出されており出産日が確認できる場合は、出産予定日の確認資料は必要ありません。

資料には記載しておりませんが、出産予定日と実際の出産日の属する月が異なることが想定されますが、免除の対象となる月数が変わらない場合は原則変更しない取扱いです。ただし、基準となる月が変わることで免除の該当となる月数が変わってしまう場合には後から変更申請することで出産月を実際の出産日に変更することができます。

想定できることとしては5年12月に出産予定だったが実際には6年1月に出産がずれ込むなどで2ヶ月分と3ヶ月分が変わるなどです。これらについて、令和6年1月から免除の適用ができるよう条例の改正を行いたいと考えております。よろしくお願いたします。

会 長 国の制度に合わせて、国民健康保険税の産前産後免除の改正ということでしたが、ご意見ご質問ございませんか。なければ12月議会へ上程させていただいてよろしいでしょうか。

各 委 員 (意見なし。賛成多数で、承認される。)

3 その他	
第3期データヘルス計画（案）について	
事務局	別紙 実施計画素案により説明
<p>第3期データヘルス計画と併せて、第4期の特定健診実施計画について来年の令和6年から11年の6年間となっており、今年度で第2期事業の終わりを迎えることから計画案を作成しております。</p>	
<p>1Pをご覧ください。最終段落にあるように上富良野町では被保険者の健康課題を的確に捉え、課題に応じた保健事業を実施することにより、健康の保持増進、生活の質の維持向上を図り、医療費の適正化に資することを目的としています。</p>	
<p>令和5年8月に指針の一部が改正され「生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進することを主軸に、限られた財源の中で費用対効果の高い事業を選択」することが追記されました。2P下部の図の計画の部分が現在行っている部分となります。</p>	
<p>今回の計画についてはP3の図中段の赤枠内の疾患を主なターゲットとして設定しています。P4にはこれからの課題として生活習慣病予備群の確実な抽出と保健指導の徹底、科学的根拠に基づく健診・保健指導の徹底などが挙げられています。</p>	
<p>下部図表3のとおり特定健診・保健指導実施率向上を図ることにより。短期目標である高血圧の改善、脂質異常症の減少、糖尿病の減少を達成することで長期目標である脳血管疾患・心疾患死亡率の減少、糖尿病合併症の減少につなげ、最終的に健康寿命の延伸を目指す計画となります。</p>	
<p>これからの上富良野町の課題について、P42～43をご覧ください。42Pについては青い部分は上富良野町の平均から見てよい部分、ピンク色の部分は悪い部分・課題となっております。43P課題の構造化の部分で、要介護の要因として脳血管疾患、長期入院の要因として脳出血といった原因を洗い出し、これらの課題に対して右端の課題を解決するための事業として取り組む課題を挙げています。このうち、黄色で色付けされたものについては第3期計画からの新たな課題として見えてきたものであり、重点的に取り組みたいものとなっております。</p>	
<p>P10に戻りご覧ください。この部分は第2期の評価・考察の一部となっております。第2期当初の28年度から見てメタボリックシンドロームや脂質異常について、4年度の評価の多くが悪化や目標未達成となってしまっており、第3期にお</p>	

いても引き続き取り組みをしっかりとやっていきたいと思っております。

会 長 報告案件、諮問事項、その他事項に関して、他に何もなければこれで本日の運営協議会を終わります。

各委員 (他に意見、質問なし。)

19時40分終了